

平成20年9月12日
国土交通省

認定事業再構築計画の内容の公表

1. 認定した年月日 平成20年9月12日

2. 認定事業者名 トナミ運輸株式会社

3. 認定事業再構築計画の目標

(1) 事業再構築計画に係る事業の目標

トナミ運輸(株)の主力事業である貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む)においては、事業者数の増加をはじめとする企業間競争の激化による「運賃水準の低下」や「建設・素材関連業種の荷動き低迷」による減収、「軽油価格の大幅な上昇によるコスト負担」の増加などにより、収益構造の改善に向けて新たな取り組みが求められる状況となっている。

そのためにも、入在庫・保管・荷役・流通加工・配送を一体化した物流管理システムを、顧客企業に開発・提供し、主力の特別積合せ事業と物流改善提案を連携した「3PL事業」の規模拡大が肝要であり、顧客企業の高度化する物流ニーズに対し、情報機能のノウハウを活かし提案機能を強化することによって、付加価値の高い事業を展開することが課題となっている。

こうした状況に対応するために、グループ内再編を円滑にすすめ、共通機能の効率化や、経営資源の最適配分による経営効率の一層の向上、スピーディーな経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目的に持株会社体制へ移行することとした。

当社は持株会社としてグループ全体の戦略の立案・決定、遂行のための資源配分などに特化し、グループの企業価値の最大化をめざす。一方、中核的事業を行う事業会社においては、事業遂行のための権限移譲を受け、迅速な経営判断のもとサービスの新規開発、ニーズの新規開拓を積極的に行い、さらには、持株会社のガバナンスのサポートのもとで、戦略的事業分野に対するより積極的な事業投資を行い、新たなビジネスモデルを創出していくものである。

(2) 生産性の向上を示す数値目標

生産性の向上としては、平成22年度には平成19年度に比べて、自己資本当期純利益率を2%以上向上させることを目標とする。

4. 認定事業再構築計画の内容

(1) 事業再構築に係る事業の内容

①中核的事業

貨物自動車運送事業(特別積合せ貨物運送を含む)

②選定理由

当社の貨物自動車運送事業は、営業収益の8割を占めており、事業会社において組織の自律性を高め、高度化する顧客ニーズに対応したサービスや新規顧客開拓、新しいビジネスモデルの開発を積極的に進めることにより、中期経営目標の達成を可能にする事業と位置付けている。

③事業再構築に係る事業の内容

トナミ運輸株式会社は、平成 20 年 10 月 1 日をもって、会社法に定める会社分割制度を利用し、トナミ運輸株式会社の物流関連事業（貨物自動車運送事業、貨物利用運送事業、倉庫業及び港湾運送業）及びその他事業（自動車修理業、物品販売業、損害保険代理業並びに委託売買業等）を同社の 100%子会社であるトナミ運輸分割準備株式会社に分割継承し、純粹持株会社体制へ移行する。

新体制のもと、スピーディーな経営と機動的な業務執行を効率的に行うことを目指す。

（事業の構造の変更：分社型吸収分割）

〈分割会社〉

名称：トナミ運輸株式会社

（平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定）

住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号

代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介

資本金：14,182 百万円

〈承継会社〉

名称：トナミ運輸分割準備株式会社

（平成 20 年 10 月 1 日「トナミ運輸株式会社」に商号変更予定）

住所：富山県高岡市昭和町 3 丁目 2 番 12 号

代表者の氏名：代表取締役社長 綿貫 勝介

分割前の資本金：10 百万円

分割後の資本金：10,000 百万円

発行する株式を引き受ける者：トナミ運輸株式会社

（平成 20 年 10 月 1 日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定）

分割予定日：平成 20 年 10 月 1 日（予定）

（事業革新）

貨物自動車運送事業において、新サービス「トナミ・サプライ・メンテナンス」を開発・展開し、計画終了年度において当該サービスの営業収益の合計額が、すべての事業の営業収益の 1.0%以上とすることを目標とする。

「トナミ・サプライ・メンテナンス」の新規性は、全国 24 時間対応の緊急配送にある。当社は「トナミ・サプライ・メンテナンス」を利用する企業に対し、24 時間いつでも、時間指定配送サービスを提供する。「トナミ・サプライ・メンテナンス」のターゲットは、緊急配送・迅速配送を日常的に要求されている事業会社であり、新サービスは当該企業が潜在的に有する「迅速かつ 24 時間対応の配送ニーズ」に対応したものである。

また、「トナミ・サプライ・メンテナンス」では、当社の既存全国物流網と当社開発のマルチベンダー型システムを使用する。マルチベンダー型システムは、ウェブを利用したシステムであり、荷主企業、当社、商社、倉庫業者、卸売業者、配送先企業など当該物流に係る全ての関係者が、配送状況や在庫状況等の物流情報を、容易かつ即時に共有することを可能とする。このような容易かつ即時の情報共有は、サプライ・チェーン・マネジメントによる物流全体最適化を実現する。

当社では、「トナミ・サプライ・メンテナンス」の専門部署の設置を決定しており、2008年10月以降の専門部署の実稼動にむけた社内のルール作り、人員配置等について準備を行っている。

(2) 事業再構築を行う場所の住所

トナミ運輸株式会社

本社 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

トナミ運輸分割準備株式会社

本社 富山県高岡市昭和町3丁目2番12号

(3) 関係事業者

トナミ運輸株式会社(平成20年10月1日「トナミホールディングス株式会社」に商号変更予定)がトナミ運輸分割準備株式会社(平成20年10月1日「トナミ運輸株式会社」に商号変更予定)の発行済み及び今後発行する株式総数の全てを保有することとなるため、特定関係事業者該当する。

(4) 事業再構築を実施するための措置の内容

別表のとおり

(5) 事業再構築の実施時期

事業再構築の開始時期及び終了時期

開始時期：平成20年10月

終了時期：平成23年3月

(6) 事業再構築に伴う労務に関する事項

①事業再構築の開始時期の従業員数(平成20年10月1日時点)	6,764名
【内訳】トナミ運輸株式会社	6,764名
トナミ運輸分割準備株式会社	0名
②事業再構築の終了時期の従業員数(平成23年3月末日時点)	6,815名
【内訳】トナミホールディングス株式会社	85名
トナミ運輸株式会社	6,730名
③事業再構築に充てる予定の従業員数	6,815名
④上記③中、新規に採用される従業員数(平成20年10月～平成23年3月)	713名
【内訳】トナミホールディングス株式会社	0名
トナミ運輸株式会社	713名
⑤事業再構築に伴い出向または解雇される従業員数	0名

以上